

令和5年9月25日

誰もが共に生きる埼玉県を目指し、  
埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会  
共同代表

猪瀬浩平 様

小田原琳 様

須永和博 様

中川律 様

野村奈央 様

宮崎理 様

渡辺雅之 様

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長  
(公印省略)

公開質問状・その2への回答について

9月7日に貴会からいただいた公開質問状・その2（公開質問状への回答に対する見解と再質問）については、別添のとおりです。

まず、「1. 「回答」 に示された「補助金の不交付は、私立学校運営補助金の制度運営上の判断であり、当該補助金について権限を持たない人権・男女共同参画課で判断できる、または判断すべきではない、という趣旨で申し上げました。」 についてです。補助金の不交付については、埼玉弁護士会の「2013年第13号 人権救済申立事件」に対する2015年11月25日付けの「決定書（警告）」において、「よって、当会は貴県に対し、申立人に対する補助金の不支給という人権侵犯を直ちに止めると共に、申立人の権利を回復する適切な措置をとるよう警告する。」と言及されています。これは、補助金の不支給を県が判断した理由は、制度運営上の判断として許されるものではなく、差別、人権侵害に該当する事項であることを明確に指摘しているものです。この点について、貴課と埼玉弁護士会とでは見解が異なると理解してよいのでしょうか。また、そうである場合はその具体的根拠について、「決定書（警告）」の当該部分を明示のうえ、お答えください。」についてです。

埼玉弁護士会からの警告は、学事課が所管する私立学校運営費補助金に関する警告であり、当課が見解を述べる立場にございません。

次に、「2. 埼玉弁護士会の「2013年第13号 人権救済申立事件」に対する2015年11月25日付けの決定書（警告）の「別紙 調査報告書」の結論においては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、子どもの権利条約、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約等、日本国政府が批准し、各地方自治体にも法の拘束が及ぶ国際条約で保障されている権利が制約されている点に言及しています。日々、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指し、「埼玉県人権施策推進指針」の策定や「人権尊重社会をめざす県民運動」などを推進しておられる貴課においては、上記、国際条約についてどのような見解をお持ちでしょうか。なお、朝鮮学校等に対する補助金等の不支給については、当該国際条約の各委員会（2014年及び2018年の人種差別撤廃条約委員会の総括所見など）において、毎年のように勧告等が出されていることを申し添えておきます。」についてです。

「1」に対する回答と重複しますが、埼玉弁護士会からの警告は、学事課が所管する私立学校運営費補助金に関する警告であり、当課が見解を述べる立場にございません。

次に、「3. 「回答」の当課の対応が、子供たちや保護者の人権を軽視してよいという風潮を生み出すことに繋がるとは考えておりません。」についてです。2019年度末に起こった、さいたま市による埼玉朝鮮幼稚園に対するマスク不支給問題においては、まさに行政の対応により、「帰れ、死ね」などの文言が幼稚園や関係者にあびせられるという事案が発生し、新聞等（毎日新聞デジタル版2020年8月26日「マスクが配られた朝鮮学校幼稚園が浴びた「ヘイトの嵐」そして…」など）で広く報道されました。このことは行政の対応がヘイトスピーチを引き起こすきっかけにもなりうることを示しています。埼玉県が朝鮮学校に補助金を支給しないことは、行政すらも朝鮮学校に対して差別的扱いをしていることを示す「官製ヘイト」となることをわたし達は憂慮します。実際、SNS等をみれば、補助金不支給と在日朝鮮人差別とを直結させる言葉にあふれています。人権問題を所管する貴課すらこのことについて何も応答しないのであれば、埼玉県においてもこのような風潮は追認・助長されるものとわたし達は危惧します。貴課は、行政が、時としてヘイトスピーチ等の人権侵害が差別を生じさせるきっかけとなることについて、どのようにお考えでしょうか。実際に朝鮮学校や通っている子どもたちに対して起こっているヘイトスピーチに対して、どのような理解をしているのかについてと合わせてお答えください。」についてです。

補助金の不交付は、学事課が所管する私立学校運営費補助金の制度運用上の判断であり、当課が意見を述べる立場にございません。